

I. 2024 年度事業計画

1. セキュリティトークン（ST）市場の活性化に向けた取組み

- (1) 電子記録移転権利等の発行、流通のさらなる活性化を促進するため、広く関係者と以下のような課題について検討を行う。
- ① 発行市場に係る残課題の洗い出しと対応策の検討
 - ② PTSによるST市場の健全な発展のための制度整備に向けた検討
 - ③ 電子記録移転権利等の利用の促進に向けた検討
 - ④ その他、ST市場の活性化に向けた必要な対応
- (2) ST税制WGを中心に、電子記録移転権利から発生する所得にかかる所得税等の取り扱いを金商法上の一項有価証券と同様の取扱いとするため、令和7年度税制改正に向け、税制改正要望を取り纏めるとともに、各方面へ働きかけを行う。

- ST市場活性化委員会下部のWG等を通じ、対応について検討を行う。
- 令和7年度税制改正要望に向けた協議を2月下旬から金融庁市場課・総合政策課と行っているが、各種課題を提示されており、今後ST税制WGにおいて検討を行う。

2. 自主規制業務

適切な自主規制機能を発揮するため、次の取組みを実施する。

- (1) プラットフォーム（PF）モニタリングの実施等
- STを発行するPFのモニタリング（事後モニタリングを含む）を適切に実施するとともに、その内容の充実及び手続の柔軟化・迅速化について検討を行う。
- (2) 自主規制規則の拡充に向けた対応
- 今般、検討を行ってきた「電子記録移転権利等に係る自主規制の整備のための諸規則等の

- 日証協、金融庁、財務局等と連携を図り、適切なモニタリングの実施を行う。

制定」の7月施行に向け、必要なガイドライン等の整備を行う。

(3) S T取引に係る法令諸規則の順守状況に関するモニタリングの実施に向けての検討

正会員によるS Tの引受・募集取扱い等及びS Tに係る取引における法令諸規則の順守状況を確認するためのモニタリングの在り方等について、検討を開始する。

○ 当面は書面による監査の実施を検討する。

(4) 外務員資格研修及び外務員登録手続きの安定的な実施

外務員資格研修の受講は、正会員の電子記録移転権利等以外のS T業務に携わる役職員の知識向上にもつながることから、受講を促進することとする。

さらに、S T外務員必携の充実を図るなど、外務員資格研修の内容の見直しを検討する。

なお、本協会の外務員資格研修は、日証協のように5年に一度更新研修を実施する制度となっていないことから、S Tに係る制度変更やS T市場の現状把握などに関する外務員知識のフォローアップが未実施の状況にある。今後、外務員資格研修の在り方について、抜本的な見直し検討を行うこととする。

○

協会の証券外務員資格試験では、S T分野の問題出題は非常に限定的であることから、本協会の資格研修受講の意味は大いにあると思われる。

(5) 不動産特定共同事業契約に基づく権利のトークン化等への対応

令和5(2023)年11月20日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(令和5年11月29日法律第79号。)において、トークン化された不動産特定共同事業契約に基づく権利を金融商品取引法上の電子記録移転権利等として規制するための法整備が実施されたことに伴い、当該商品の自主規制の在り方に関し検討を行う。

○ 2023年金商法及び不動産特定共同事業法の一部改正(施行日未定)

(6) 合同会社DAOへの対応

3月4日まで行われていた「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の

○ DAOの利便性向上のため、合同会社のS Tを適用除外電子記録移転権利とし

一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について」のパブリックコメント¹の状況を踏まえ、本協会規則の一部改正を検討する。

て扱うための対応。

(7) 認可不要PTSへの対応

今国会に上程される予定の改正金商法において、認可不要のPTS業務が規定されることを受け、日証協と共管のPTS検討会において、認可不要PTSの規制の在り方について検討を行う。必要に応じ、「私設取引システムにおける電子記録移転権利の取引等に関する規則」の改正を行う。

(8) 統計情報の公表

正会員が行う電子記録移転権利等への理解及び投資家の電子記録移転権利への投資促進等を図るためには、市場の実態を的確に把握・分析し得る統計情報は重要であり、正会員及び日本証券業協会の協力を得て、統計情報の公表を行う。

○ 本年4月取引分から、電子記録移転有価証券表示権利等の統計を日証協と共同で公表する予定。

3. 普及啓発活動の実施

(1) 一般投資家に対し、セキュリティトークンの知識を広く普及させるため、普及啓発活動の在り方について検討を行う。

(2) 上記検討を踏まえた具体的な普及啓発活動について、可能な施策から実施する。

○ 予算等を勘案し、ウェビナーの実施など、知識面での啓発活動を実施する。

¹ 金融庁 HP 「「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について」参照 (<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240201/20240201.html>)

4. 会員の業務運営の支援

- (1) ST市場の発展に向け、会員の意見・ニーズなどを把握し、会員とのコミュニケーションをより充実させていくとともに、関係機関や市場関係者などとの幅広い分野でのネットワークの構築を拡大する。
- (2) 会員のSTの活用・事業化などの業務運営を支援するため、協会の幅広いネットワークを活かし、会員の取組みや問い合わせ等に真摯に応じていくとともに、会員や関係機関、市場関係者などを交えたセミナーや意見交換を企画・実施する。
- (3) STの活用により新たに流通が期待される資産に関しては、会員の役職員が取扱い資産への理解を深められるよう、各種資産の基礎知識や取引・実務に関する研修を企画・実施するとともに、会員ページを通じて継続的に受講できる体制の構築に向けた検討を進める。

- 引き続き、会員からの要望に基づき、会員同士のマッチングの機会を設けるなど、ST市場全体の活性化につながる会員同士の交流を促進する。
- 引き続き、定期的に会員向けのウェビナーを開催する。
- 会員向けの裏付資産関連をテーマとした研修の実施などについて検討する。
当面は、不動産ファンド関連をテーマとした研修の実施について検討する。

5. 本協会の事務局体制の整備

- (1) 本事業計画に掲げた課題等を着実に達成するため、必要な経費を確保するとともに、支出全般の一層の効率化に努め、予算を策定する。
- (2) 危機想定等の環境変化を踏まえ、本協会の業務継続体制（BCP）の在り方について再確認を行い、PDCAサイクル（計画、実行、評価、改善）による維持・向上に努めるとともに、その実効性の確保を図る。

- 「2024 年度収支予算策定根拠」（P5）参照

以 上